

学校防災計画

令和6年度版
(5月改訂)

- 東日本大震災を教訓として
- マグニチュード7クラスの
首都直下地震が起きたら . . .
 - ◎ 『自分の命は自分で守る』
 - ◎ 地域での支え合い

墨田区立言問小学校

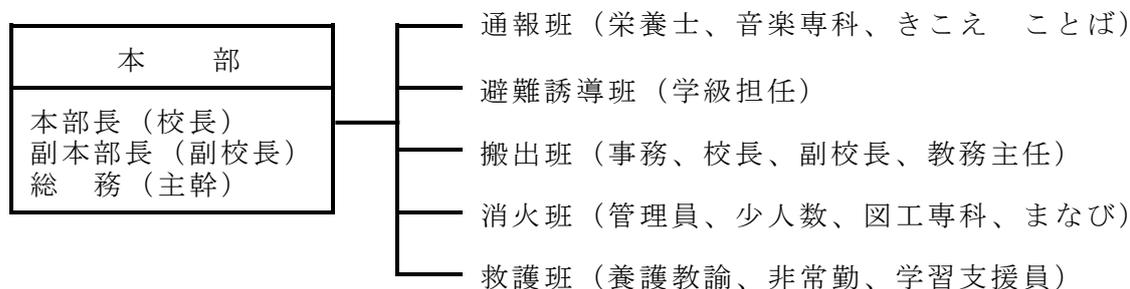
学校防災計画もくじ

1 日常の防災体制	
(1) 学校防災組織・任務	3
(2) 安全管理〔安全点検〕	
・学校施設の点検	3
・防災備蓄倉庫の内容確認	4
・生活指導年間計画	教育計画参照
・防災設備の点検、避難経路の点検	4
・災害発生時の児童・生徒の下校判断基準の確認	4
(3) 防災教育(年間指導計画)	5 ~ 6
(4) 防災訓練(年間実施計画)	7
(5) 防災教育及び心のケア対応(教職員研修年間計画)	8
2 東海地震に関する情報や警戒宣言発令時 及び荒川氾濫情報発令時の児童生徒への対応	9 ~ 10
3 震災時の学校の対策組織及び各職員の任務・役割	11 ~ 13
4 災害発生時の初動体制の確認	14
5 学校が避難所になった場合の対応に関すること	15 ~ 18
6 児童・生徒の帰宅方法・保護体制	18
7 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応	19 ~ 24
8 応急教育計画に関すること	25
9 非常時持出用品リスト	26 ~ 27
10 学校備蓄倉庫一覧	28
11 緊急連絡先電話番号簿	29
12 自衛消防組織に関すること	30 ~ 33

1 日常の防災体制

(1) 学校防災組織・任務

①初期（通常時）の防災組織



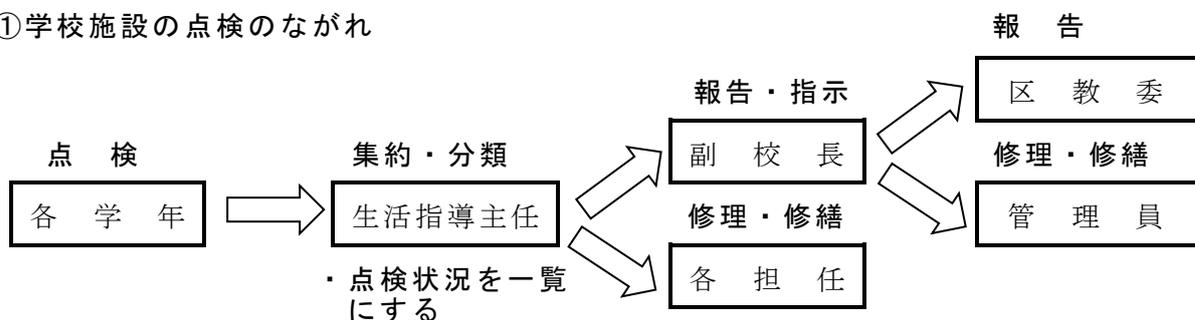
②各班の任務

- 本部 …非常災害発生と同時に設けられる。児童の避難、その後の災害対策、外部との渉外等、一斉の指揮、監督、折衝にあたる。
- 通報班 …本部の指示による緊急放送を行う。児童の避難後、本部と各班との連絡にあたる。
- 避難誘導班…児童を避難誘導する。その後は、児童の掌握管理にあたる。
- 搬出班 …児童を避難させた後、本部の指示により非常持ち出し書類などを順序よく定められた場所に搬出する。
- 消火班 …児童を避難させた後、本部の指示により、初期消火にあたる。生命の危険を冒すようなことはしない。
- 救護班 …救護所を設置し、負傷者等の応急処置にあたる。医療機関との連絡にあたる。

(2) 安全管理〔安全点検〕

校舎内外の施設・設備の管理責任者を中心に、毎月1回を原則とした定期的な点検を行い、危険箇所や修理箇所が見つかり次第、その修理・補強にあたる。

①学校施設の点検のながれ



※定期の安全点検日を待たず、担任は教室とその周辺（廊下やトイレ等）の安全点検に努める。

※平時、修理・修繕が必要な箇所が見つかったら、直ちに副校長または事務に報告する。但し、自分で直せるものは、自分で直す。

②防災備蓄倉庫の内容確認

※「10学校備蓄倉庫一覧」参照

③生活指導年間計画

※ 別添資料参照

④防災設備の点検、避難経路の点検

児童の避難経路上の施設・設備については、定期的に点検を行い、内壁・外壁落下防止、窓ガラスの飛散防止、壁の倒壊防止等必要な措置を行う。
また、防火扉、消火器、非常ベル、防災施設や設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく

【防火用具等の整備】

- ・ 情報伝達機材、救助用機材、救急薬品等は、災害時に正常に使用できるよう点検整備するとともに、所在場所、使用方法等を常に確認しておく。
- ・ 児童及び教職員の員数が把握できるよう、名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、非常時に持ち出せるようにしておく。

⑤災害発生時の児童・生徒の下校判断基準の確認

	程 度	学校の措置
大雨・暴風	●危険な状況ではない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常下校 ・ 学校から連絡しない
	●風雨が強まると予想される場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業を切り上げ下校させる ・ 一斉下校か集団下校 ・ 学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。連絡が取れ次第、迎えに来てもらう。
台風・洪水・高潮	●警報が出されたり、急に風雨が強まったりして危険な状態になった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校待機 ・ 学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れ次第、迎えに来てもらう
	●区から警戒レベル3が出された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●状況により ・ 授業を切り上げ下校させる ・ 一斉下校か集団下校 ・ 学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。連絡が取れ次第、迎えに来てもらう。 ・ 学校待機 ・学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れ次第、迎えに来てもらう
地震	●東海地震観測情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常下校 ・ 学校から連絡しない
	●東海地震注意情報又は東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> ●状況により ・ 授業を切り上げ下校させる ・ 一斉下校か集団下校 ・ 学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れない家庭の児童は、学校待機。連絡が取れ次第、迎えに来てもらう。
	●警戒宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校待機
	●強い地震（震度4以上）が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校から連絡を入れる ・ 連絡が取れ次第、迎えに来てもらう

(3) 防災教育（年間指導計画）

① 小学校低学年（1・2年生）

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、教員や保護者等近くの大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。 ○災害発生時には、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つことができるようにする。 ○地域の災害に関心をもつことができるようにする。 ○東海・東南海・南海地震等の大規模地震や風水害への備えが大切であることを知る。 		
指導内容	各教科	道徳	特別活動
	<ul style="list-style-type: none"> 〈生活科〉 ◇地域の人々と適切に接し安全に生活する。 ◇公共物や公共施設を大切にし安全に気をつけて利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇健康や安全に気をつけた生活をする。 ◇生命を大切にする心をもつ。 ◇進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈学級活動〉 ◇健康で安全な生活態度を形成する。 〈学校行事〉 ◇防災訓練において、災害に応じた行動ができるようにする。

② 小学校中学年（3・4年生）

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の様々な危険について知り、災害時には教員や保護者等近くの大人の指示に従うとともに、自らも安全な行動ができるようにする。 ○災害発生時には、家族や友達などみんなと助け合うことができるようにする。 ○地域の災害の種類が分かり、そのための防災体制が組織されていることを理解できるようにする。 ○東海・東南海・南海地震等の大規模地震や風水害への備えがあることを理解できるようにする。 			
指導内容	各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
	<ul style="list-style-type: none"> 〈社会〉 ◇地域社会における災害や事故から人々の安全を守る工夫や努力について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活を支えている人々や高齢者を尊敬し感謝する。 ◇生命あるものを大切にする。 ◇郷土の文化と伝統について理解し安全に行動できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈学級活動〉 ◇健康で安全な生活態度を形成する。 〈学校行事〉 ◇防災訓練において、避難の方法について理解し、安全に行動できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の防災マップを作成し、防災意識を高める。 ◇地域の災害を調査し学習する。

③小学校高学年（5・6年生）

基本目標	<p>○災害の危険を理解し、災害発生時には自ら安全な行動ができるようにする。 ○災害発生時には、家族や友達、周囲の人々と助け合うとともに、ボランティア活動に参加できるようにする。 ○地域の災害の特性や防災体制の仕組みについてのあらましが理解できるようにする。 ○東海・東南海・南海地震等の大規模地震や風水害への備えについてのあらましが理解できるようにする。</p>			
指導内容	各教科	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
	<p>〈社会〉 ◇わが国の国土の環境と人々の生活や産業との関連について考える。</p> <p>〈理科〉 ◇気象現象や流水の働きについて見方、考え方を養う。 ◇土地のつくりと変化（火山と地震）について考えをもつようにする。</p> <p>〈体育〉 ◇けがの防止について理解するとともに、簡単な手当ができるようになる。</p> <p>〈家庭〉 ◇日常よく使用されている食品を用いて簡単な調理ができるようにする。</p>	<p>◇自他の生命を尊重する。 ◇働くことの意義を理解し、公共のために役に立つことをする。 ◇郷土や我が国の文化と伝統を大切にすること。</p>	<p>〈学級活動〉 ◇健康で安全な生活態度を形成する。</p> <p>〈児童会活動〉 ◇委員会活動や集会活動において安全意識を高める。 ◇ボランティア活動を行う。</p> <p>〈学校行事〉 ◇防災訓練において、安全な避難行動ができるとともに、初期消火など二次災害の防止ができるようにする。 ◇野外活動において、サバイバルスキルを身につける。</p>	<p>◇地域の自然環境について体験的な学習をする。 ◇地域の災害の歴史を調査し、防災対策について学習する。 ◇応急手当の実習を行う。 ◇防災ボランティアについて調査し、体験する。</p>

(4) 防災訓練（年間実施計画）

【年間スケジュール】

措置		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
情報連絡体制の整備			○											
施設・設備の安全対策の実施			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防災教育 の実施	各教科		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	総合的な学習の時間			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防災訓練の実施						○		○						○
避難訓練の実施			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
非常用物資の管理							○				○			
学校の安全 に関する評 価・改善	評価と改善											○		
	評価の見直し												○	

(5) 防災教育及び心のケア対応（教職員研修年間計画）

	初 級	中 級	上 級
導 入	【講義】防災教育 防災教育についての理念 および内容について学ぶ		
防 災 体 制	【演習】学校の避難所運営 方法 学校が避難所となった時 の避難所開設区域や開設 手順、避難所運営のルー ル作りについて学ぶ 【演習】防災訓練の実践 方法 実践的な防災訓練を学校 で推進するためのノウハ ウを学ぶ	【講義】都区の防災体制 都区の危機管理方法、防 災情報システムを学び、 学校の防災体制に生かす 【演習】救急救命法 自分の命を守る方法を理 解するとともに災害時に 児童に正しい救命を行う 力を養う 【講義見学】防災施設見学 備蓄倉庫、防災施設につ いての講義、見学等を通 じて、都区の防災施設に ついて学ぶ	【演習】被災した学校の早 期再開の方法 学校が避難所となった時 の学校の早期再開までの 対応策を理解する 【演習】避難所における食 の支援方法 学校が避難所となった時 の食の支援について理解 する 【講義】自主防災組織の役割 災害時に学校が避難所と なった時に円滑な運営や 学校の早期再開のための 地域との連携、地域と連 携した防災訓練の方法等 について理解する
防 災 教 育	【演習】副読本、学習資料 等の活用 副読本や学習資料の作成 過程を知り、活用できる 力を養う 【講義】災害ボランティア 基礎知識 ボランティア活動の意義 や災害ボランティア活動 に参加するときの最低限 の知識、心構えや子供た ちにボランティアの大切 さを教えるときの基本 的な考え方を理解する	【演習】共催を活用した防 災教育 防災教材を活用した防災 学習を行うときの指導の 工夫や教材の開発方法に ついて学ぶ	【協議】防災教育推進の工夫 防災教育を推進する上で の課題について、技術だ けではなく、その理念、 教育への位置づけ、市民 生活への位置づけなどを 総合的に理解し、その解 決方法を協議する 【講義】各教科における防 災教育 地域の災害特性や災害発 生のメカニズムについて 理解するとともに、各教 科からアプローチの方法 を学び、防災教育を多角 的に見ることができると を養う 【講義】ボランティアコー ディネーター基礎 知識 ボランティアコーディネ ーターの役割を学び、災 害時における学校のボラ ンティアの受入、要請、 調整方法を学ぶ
心 の ケ ア	【講義】心のケア基礎知識 被災児童の心の状況を理 解し、教師としての対応 を学ぶ	【演習】心のケア授業 不安や心配が大きなスト レスを生み、心身に影響 を及ぼすことを理解し、 ストレスの解消方法を、正 しく身につけて、過去の つらい体験やこれからの 困難を自分にとってプラ スに転換し、よりよい自 分を築く態度を育てる。 また、被災後の教師支援 の授業として「心の授業」 の実際を学ぶ	【演習】心のケア発展知識 被災児童等の事例をもと に、今後の被害時に教師 ができる被災児童等への 対応を学ぶ
ま と め			【講義】防災教育指導員の 責務 各学校、各地域で防災教 育を推進していく役割や 方法を理解する

2 東海地震に関する情報や警戒宣言発令時及び荒川氾濫情報発令時の児童生徒への対応

【東海地震に関連する情報の区分及び対応措置】

レベル	情報	情報区分	対応措置（主要事項のみ）
1	東海地震観測情報	前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報監視態勢を取り、情報収集を行う。
2	東海地震注意情報	前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・初勤態勢の確保。 ・防災関係機関及び所管施設と連携。 ・授業を平常通り行いながら、保護者等の問い合わせに対応。
3	東海地震予知情報	東海地震発生のおそれがあると認められた場合に発表される。	<ul style="list-style-type: none"> ・下校・引き渡し態勢、残留確保態勢や翌日以降の対応等を決め、児童及び保護者へ周知する。
4	警戒宣言	「東海地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、直ちに閣議を開き、「警戒宣言」を発令する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達を行う。 ・道路等の危険箇所の点検。 ・児童及び施設利用者の安全確保を図る。 ・応急対応物資の確保を図り、給水、食糧配付等の態勢を整える。 ・医療救護班の編成準備を行う。 ・避難所開設のための準備を行う。

○風水害発生時の対応について

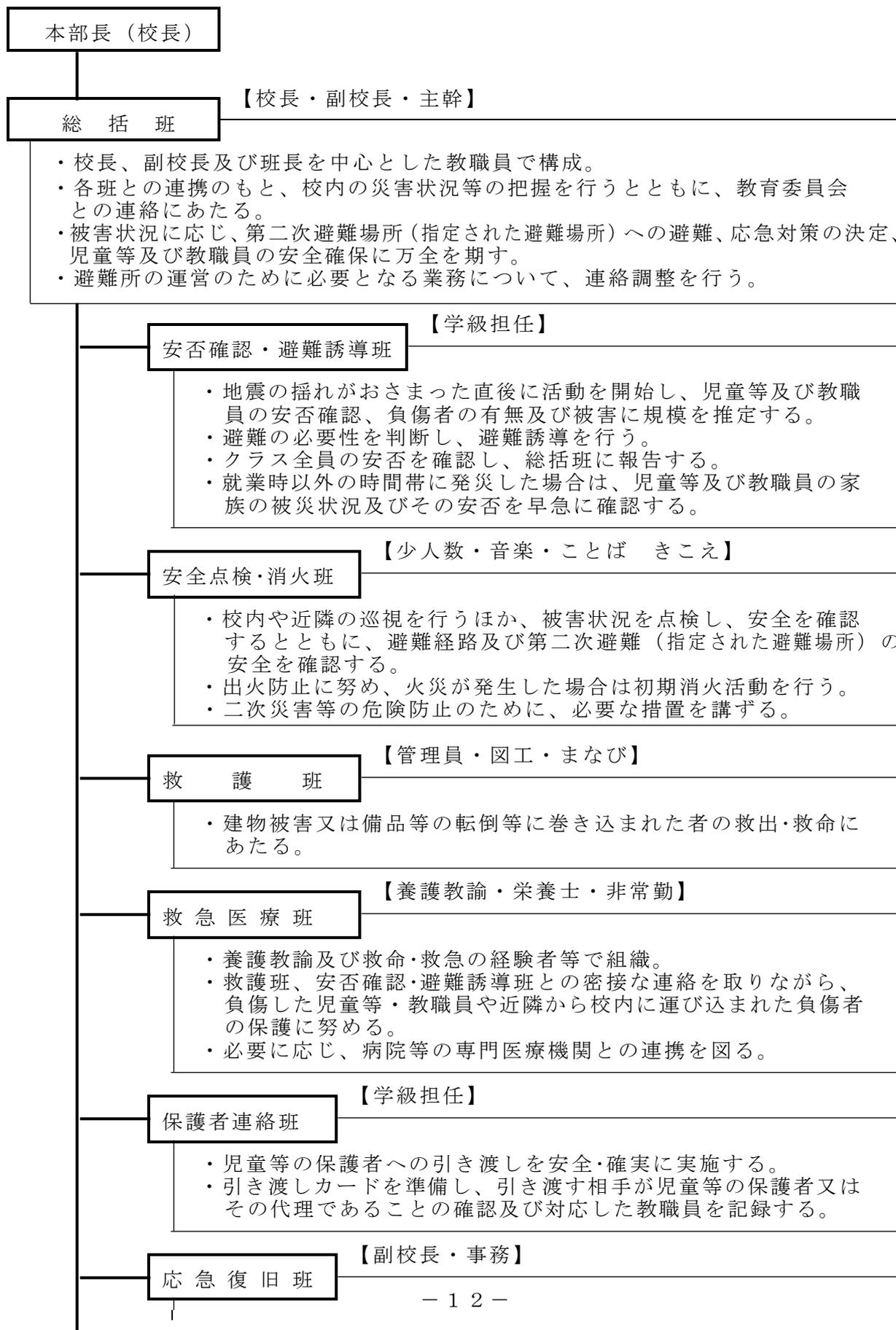
- (1) 風水害発生時においても地震発生時における対応に準じて、勤務時間内外を問わず、教職員は学校長の指示のもと、所属校（勤務校）に可能な限り早期に出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (2) 校長は、教職員の緊急連絡態勢を整備すると共に、休日・夜間においても教育委員会事務局と校長・副校長が確実に連絡が取り合えるよう、随時、教育委員会事務局へ連絡先を明らかにしておく必要がある。
各小中学校は、水害時避難場所である。洪水の発生が予想される場合、区から退避準備や退避方法の呼びかけが行われるので、避難場所の3階以上の丈夫な建物等へ避難する。

【荒川氾濫に関連する情報の区分及び対応措置】

警戒レベル	情報	情報区分	対応措置（主要事項のみ）
2	荒川氾濫注意情報（東海地震注意情報と同じレベル）	予報地点のいずれかの水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発せられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害時避難場所の開設 ・ 避難者支援開始
3	荒川氾濫警戒情報（東海地震警戒宣言と同じレベル）	予報地点のいずれかの水位が氾濫危険水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発せられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等避難 ・ 避難者支援
4	荒川氾濫危険情報（区内に震度5弱以上の地震発生と同じレベル）	予報地点のいずれかの水位が氾濫危険水位（危険水位）に達したときに発せられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示 ・ 避難者支援 ・ その他、応急対策実施
5	荒川氾濫発生情報（区内に震度5弱以上の地震発生と同じレベル）	氾濫が発生したときに発せられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急安全確保

3 震災時の学校の対策組織及び各職員の任務・役割（第二次組織）

【学校防災本部の組織と任務・役割】



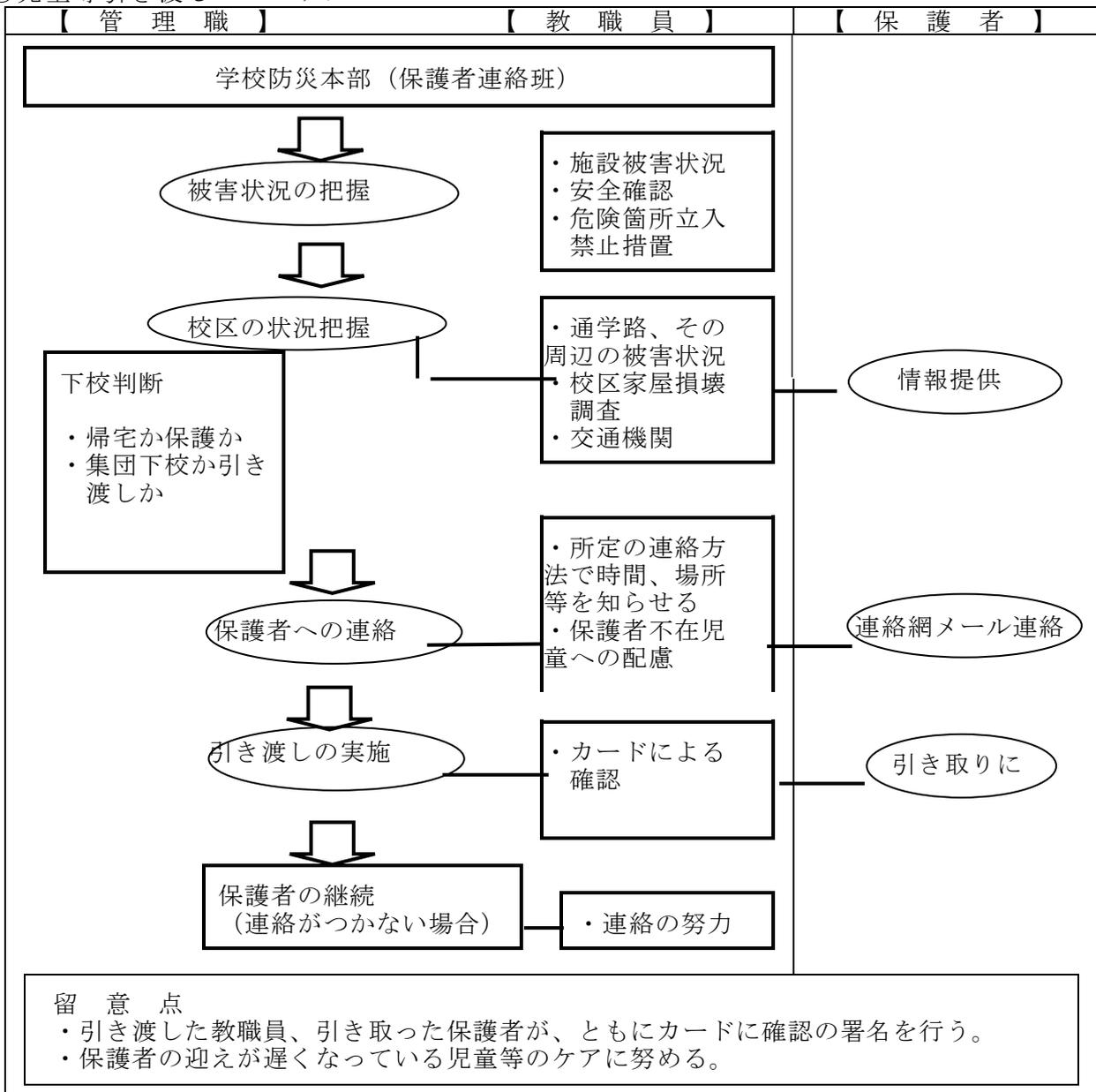
- ・校内応急復旧に必要な機材や児童等への食料及び寝具等の調達、管理にあたる。
- ・応急教育への移行に際し、児童等の教科書や学用品等が滅失した場合の対応にあたる。

[組織再編成]

避難所支援班（本校が避難所となった場合）

- ・在校している児童等の安全の確保を図り、学校が避難所として安全に運営されるための措置を講じるとともに、避難所内の保健衛生に配慮する。
- ・ボランティアの受け入れやコーディネートのほか、外部からの援助を受け入れる。
- ・避難住民のための水、食料その他の救援物資などの受け入れや管理を行う。

◎児童等引き渡しマニュアル



引き取り者カード

(学級保存用)

墨田区立言問小学校

年 組

児童氏名

保護者氏名

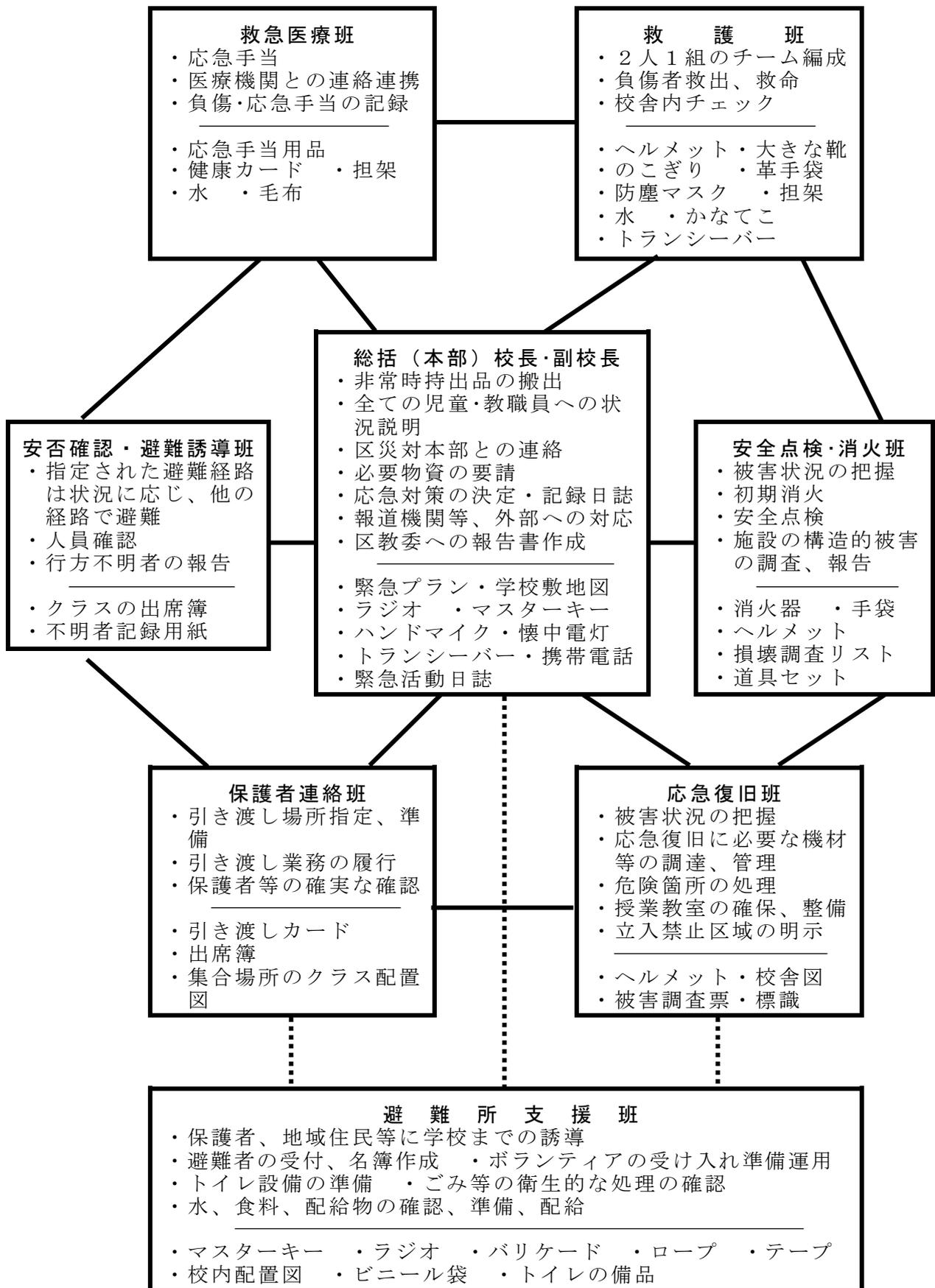
緊急時に児童を引き取りに来られる方を順に2～3名ほど、ご記入ください。

	引き取り者 氏名 (保護者を含む)	住 所 (電話番号)	児童または保護者との関係
1			
	(変更)		
2			
	(変更)		
3			
	(変更)		
4			
	(変更)		

(6年間使用しますので より上に、お書きください。)

地震発生などで交通機関がストップした際、引き取り人は、下記のどの時間で児童を引き取りに来られますか。(○印をつけてください。)

4 災害発生時の初動体制の確認



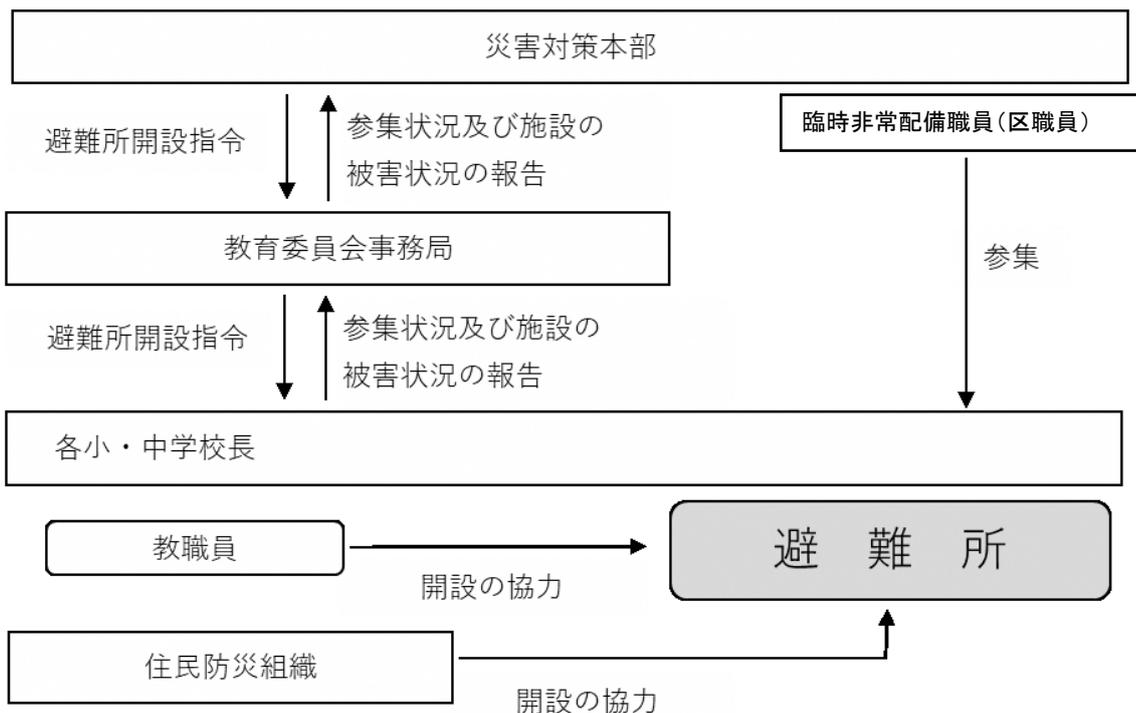
5 学校が避難所になった場合の対応に関すること

(1) 趣旨

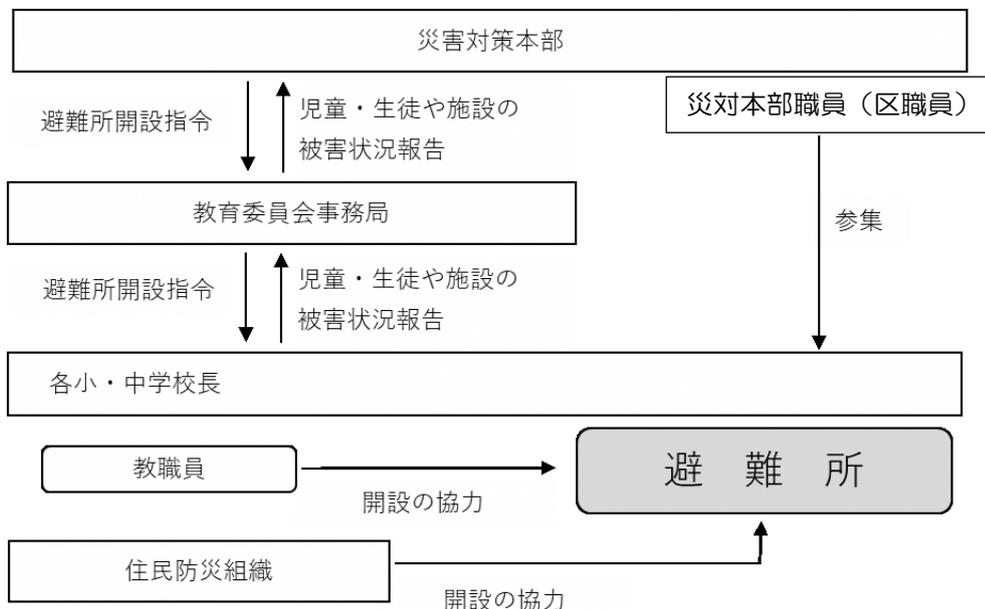
- ① 「墨田区地域防災計画（令和3年度修正）」では、住居が倒壊又は焼失、ライフライン機能の喪失等により、日常生活が困難な状況にある被災者に対する救済拠点として、小・中学校に避難所を開設する。避難所は、状況に応じて開設する。
- ② 「避難所の管理」として、避難所に配置された災対救護部の各収容隊は、区災対本部の指示に基づき、避難所運営マニュアルも参考とし、学校管理者（校長）及び区学校職員、住民防災組織の協力を得て避難所の管理・運営を行う。避難所では、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めることされている。また、避難所の運営・管理において学校教職員は、学校危機管理マニュアルにより、体制整備を行う。
- ③ 一方、「墨田区職員災害対策マニュアル」では、学校については、「災対教育部」の中の「学校施設隊」に校長等が位置づけられており、「登校の教職員は、学校施設隊長である指導室長から学校防災計画に基づいた行動をとれるよう指導されること」となっている。

(2) 震災発生時の避難所開設について

- ① 土日祝日及び深夜早朝など
- ア 墨田区で震度5強以上の地震が発生した場合、校長、副校長、連絡調整者等は、速やかに学校に参集する（教職員の中から、学校へ速やかに到着可能な者を3名程度「連絡調整者」として予め指名しておく）。
- イ 参集した教職員は、参集状況及び学校施設の被害状況等を教育委員会事務局庶務課に対して報告を行う。
- ウ 災害対策本部は教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
- エ 教育委員会事務局（指導室）は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する。
※通話アプリ（Teams、Zoom等）を有効に活用し指令を行う。
- オ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた臨時非常配備職員（区職員）、住民防災組織との協力体制を整備する。

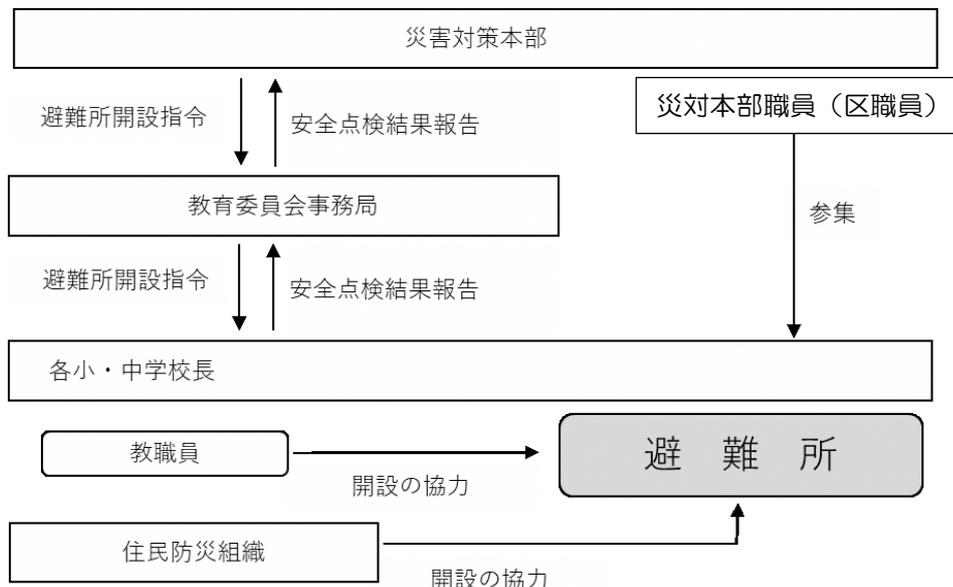


- ② 在校中
 ア 墨田区で震度5強以上の地震が発生した場合、教職員は児童・生徒等の安全確保及び避難誘導を行う。
 イ 児童・生徒や施設の被害状況を教育委員会事務局庶務課に報告する。
 ウ 災害対策本部は教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
 エ 教育委員会事務局（指導室）は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する
 ※通話アプリ（Teams、Zoom等）を有効に活用し指令を行う。
 オ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた災対本部職員（区職員）、住民防災組織との協力体制を整備する。



（3）風水害発生時の避難所開設について

- ① 災害対策本部は、概ね1日前までに、警戒レベル3（高齢者等避難）を発令し学校を避難所として開設する旨を決定し、教育委員会事務局に対して、避難所開設を指令する。
 ② 教育委員会事務局（指導室）は各小・中学校長に対して、避難所開設を指令する。
 ※通話アプリ（Teams、Zoom等）を有効に活用し指令を行う。
 ③ 校長、副校長、連絡調整者等は、速やかに学校に参集する（教職員の中から、学校へ速やかに到着可能な者を3名程度「連絡調整者」として予め指名しておく）。
 ③ 教職員は、避難所の開設において、派遣されてきた災対本部職員（区職員）、住民防災組織との協力体制を整備する。



※ 学校管理員（民間委託）の対応について《学校管理業務委託該当校のみ》
 教育委員会は、学校管理業務委託業者との間で、夜間、休日等における災害応急対策活動に関する協定を締結している。業者は教育委員会からの要請に応じて、避難所設営等の支援を行う。

※本校の連絡調整者

嶋田 拓真	高橋 寿代	田村 大輔
-------	-------	-------

(4) 災害救護業務（学校職員の主な業務）

	項 目	具体的な業務
1	児童の避難誘導、保護者への引渡に関する事	①児童等の避難誘導 ②避難指示発令時及び延焼火災等の危険がある場合に児童等を避難場所に避難誘導 ③避難開始時、避難場所を校門等に表示 ④近隣住民等への避難場所への避難要請 ⑤学校長が安全と判断した場合、保護者等を確認の上、引渡の実施
2	学校施設の保全及び管理に関する事	①教育委員会事務局庶務課へ被害状況の報告 ②児童・職員等の被害状況及び避難場所の利用可否、施設被害状況の報告 ③避難所開設準備 ④避難所として利用が可能な場合、飛散物の整理等、施設機能の維持・管理 ⑤学校備蓄倉庫及び飲料水濾過機格納庫の鍵を開けて内部確認
3	避難所運営活動に関する事	① 区職員及び住民防災組織と連携し、避難所運営活動を行う
4	応急教育計画に関する事	①応急教育計画策定 ・学校長は、被害状況等を踏まえ、応急教育計画を策定する ・応急教育計画の策定は、指導室と連携して行う ・状況に応じて、臨時の学級編成を行うなど、迅速な授業再開に努める ②応急教育の実施を児童及び保護者に周知する ・応急教育計画に基づく応急教育を開始する場合は、指導室に報告し、児童及び保護者に周知する ③被災した児童に学用品を支給する

※各学校は警戒宣言が発令された場合、直ちに授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは学校教育法施行規則第63条の規定に基づき臨時休業の措置をとり、児童の生命の安全確保を図るものとする。

(5) 開放する学校施設

① 第一次開放

部 屋 名	用 途
職 員 室	管 理 室
講 堂	避 難 住 民 収 容
管 理 員 室	給湯室及び管理員待機場所
応 接 室	対 策 本 部
保 健 室	医 務 室
保 健 室	2 F 更 衣 室
家 庭 科 室	給湯室
特別教室等	避難住民収容
3階防災備蓄倉庫	支援物資倉庫

② 第二次開放

* 第一次開放に続き、2階から「避難所収容スペース」順次開放。

* 高齢者、障害者または乳幼児のいる家族の「避難所収容スペース」は、配慮して開放すること。

6 児童・生徒の帰宅方法・保護体制

・ 地震発生後、学校所在地域の震度が小さい場合でも、鉄道等の運行状況や校内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則として、保護者と連絡が付かない場合や付いた場合の帰宅方法を定めておく。

また、平成25年4月、東京都帰宅困難者対策条例の施行により、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要が生じる。なお、学校職員も職場に留め置くことになる。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知しておく。また、学校連絡網や緊急メールのほか、災害用伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した児童・生徒及び保護者の双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ周知徹底しておくこと。

なお、教職員は日ごろからあらかじめ共通理解を図り、災害時には職場に留まり、児童・生徒の安全確保に万全を期すること。

(参考)

東京都帰宅困難者対策条例に基づく、学校職員向けの備蓄については、教育委員会事務局と防災課で連携を図る。

7 地震発生時の場所別・時間帯別の児童生徒への対応
 (1) 在校中

管 理 職	教 職 員	地 震 発 生	児 童
	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な指示 「頭部の保護、机に下へもぐり、机の脚をもつ」 	安全確保 その場で	教職員の指示に従い身体を保護する
----- 揺れがおさまる -----			
全校避難の指示 ・校内放送 ・ハンドマイク	<p style="text-align: center;">臨機応変に行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確な指示、適切な誘導 ・配慮を要する児童等への対応 「お・か・し・も」 ↓ ・人数と安否の確認 ・周囲の状況把握 ・状況により第二次避難準備 ↓ ・人数と安否の確認 ・負傷者確認と応急処置 ・病院等医療関係との連携 ・児童等の不安の緩和 	避難誘導 ↓ 第一次避難（校庭） ↓ 安全確認・避難誘導 （火災・土砂崩れ・ガス爆発等で校庭等が危険なとき） ↓ 第二次避難（指定された避難場所） ↓ 安全確認	校庭等の安全な場所へ避難する （負傷者がいる場合は助け合う）
学 校 防 災 本 部 の 設 置			
・区教委への連絡 ・外部との対応	<p style="text-align: center;">役割分担に従って行動開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況調 ・安全確認 ・危険箇所の立入禁止措置 ・引き渡しカードにより引き渡し ・連絡がつかない児童等はそのまま待機 	被害状況の把握 ↓ 保護者へ連絡 ↓ 保護者への引き渡し	・保護者とともに帰宅する ・保護者との連絡がつかない場合は学校にて待機継続
避難所運営への支援（地域防災計画に従う）・学校再開準備			

	授業中の対応（対応の基本）	休み時間、放課後等の対応
安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。 ・教職員は冷静に的確な指示を与え、安心させるような声をかける。 ・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物を避け、体を低くする。 ・教職員がその場にいなくても、児童自ら安全な行動がとれるよう、日頃から指導しておく。 ・近くにいる児童等に指示や声かけをし、不安や恐怖心を和らげる。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・避難口を確保する。 ・転倒、落下のおそれのある物から、児童等を遠ざける。上履き等をはいているかどうか確認する。 ・負傷者の応急処置をする。 ・避難経路、避難場所の安全を確保する。 ・本部の指示により避難を開始する。（場合によっては指示を待たずに避難開始） ・近くにいる教職員で協力して、児童等を列の前後から守りながら誘導する。 ・頭部を保護しながら避難させる。 ・重傷の場合は、救急隊に連絡し、その到着まで付き添う。 ・車椅子使用等の児童等は、安全な場所に待機させた後、順次避難させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は近くにいる児童等や担当学年、学級の児童等の安全確保と掌握に努める。 ・避難については全校に指示する。 ・教職員は分散して、各教室、講堂、トイレ等をチェックする。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所では、名簿等により人員を確認し本部に報告する。 ・不明者の発見に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員確認ができる体制を速やかに整える。

場 所	具 体 的 な 行 動
教 室	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの窓、壁と反対側に頭を向けて机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持つ。
特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・作業中であれば、危険物から離れる。 *実験器具棚、調理用具棚、工具棚、実験器具、工具、アイロン、ディスプレイ等
講 堂	<ul style="list-style-type: none"> ・体育器具や窓ガラス等から離れ、中央部に集まる。頭部を保護し中央部に集まる。
プ ール	<ul style="list-style-type: none"> ・プールのふちに移動し、プールのふちをつかむ。
廊下や階段	<ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス、蛍光灯の落下を避け中央部で姿勢を低くする。近くの教室の机の下にもぐる。
ト イ レ	<ul style="list-style-type: none"> ・頭部を保護して動かずにいて、少しドアを開き、閉じ込められないようにする。
運 動 場 庭 中	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、フェンスや体育器具等崩壊の危険性のある物から離れる。体を低くする。

<ul style="list-style-type: none"> ・学校への連絡、状況を報告し指示を受ける ・学校から区教委へ連絡 ・学校から保護者へ連絡 ・区教委の指示を受けるとともに、地元公共機関へ救援要請 ・県外での学習活動中に、県内で大規模な地震発生が発生した場合は、学校または区教委と連絡をとり、指示を受けて対応する 	対応決定	
--	------	--

教 職 員 の 対 応	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・室内では初期行動や避難方法は授業中と同じ ・倒壊や火災、爆発の恐れがある建物から、児童等をすばやく遠ざける。 ・狭い場所や狭い道路では、塀・看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に出させる。 ・海岸では津波、山間部ではがけ崩れに注意し、安全な場所に避難させる。 ・電車、バス等に乗車中の場合は、乗務員の指示に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員は落ち着いた態度で明確に指示し、児童等に不安や恐怖を与えないようにする。 ・車中では、とっさの安全確保ができるような乗車姿勢と態度を取らせておく。

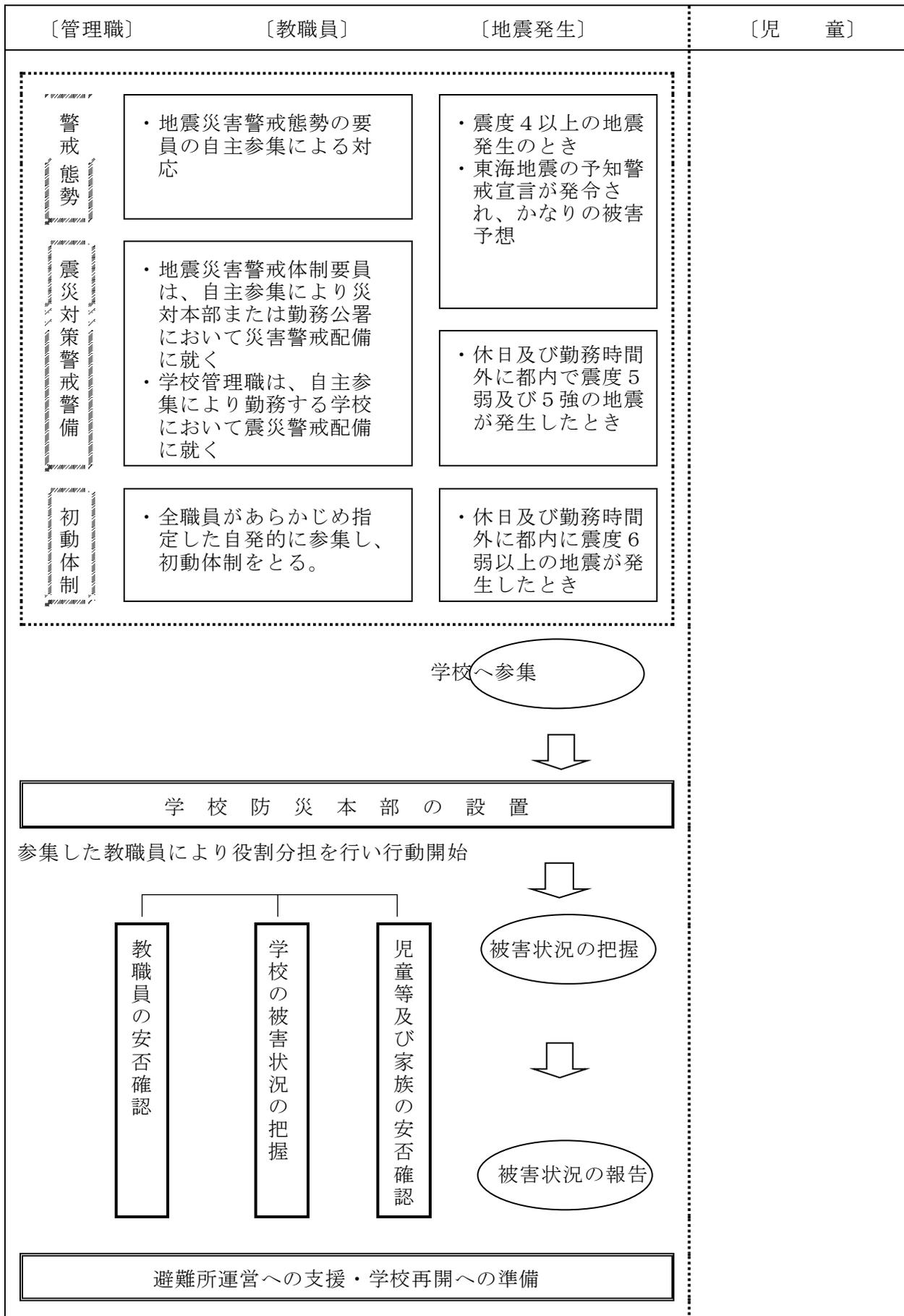
宿舎に滞在している場合においては、

- ・夜間の睡眠中には、建物の構造に不慣れなことから特に混乱が生じやすい。
- ・火気使用中の場合は、火災発生の恐れがある。

などの点を踏まえた対応を行う。

教 職 員 の 対 応	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ・分担して、各部屋内の児童等を把握し、負傷者の確認を行う ・避難経路の安全確認を行う者、避難誘導する者と分担して連携しながら建物外に出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿舎到着後、児童等に避難経路と避難方法について指導しておく。 ・避難開始前に、児童等をとり残さないように人数確認を行う。

(4) 勤務時間外



8 応急教育計画に関すること

(1) 計画方針

①活動方針

災害発生の場合、区立小・中学校の児童生徒の教育を中断することなく教育目的を達成することを方針とする。

②計画目標

区の地位における区立小・中学校の災害対策として、災害の予防、応急対応、復旧を通じて教育効果の達成を図ることを目標とする。

(2) 応急教育

①事前準備

ア) 学校長は、学校の立地条件などを考慮し、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに指導の方法などにつき明確な計画を樹立しておくものとする。

イ) 区立学校の教職員は常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校長と協力して応急教育態勢に備え、次の事項を守らなければならない。

- ・学校行事、会議、出張等の中止
- ・児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
- ・区教委、警察署、消防署及び保護者への連絡網を確認のこと。
- ・勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知する。

ウ) 学校長は、学校の理科室及び理科準備室等に於ける薬品類の保管・管理について、常に管理体制を確立し、災害発生の際火災が発生しないよう配慮する。

(3) 災害時の態勢

①学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与え、また災害の規模、児童生徒職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに区教育委員会と連携し、災害対策に協力し、校者の管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を整える。

②学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③区本部長（区長）は、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

【災害復旧時の態勢】

(1) 学校長は、職員の会議において、次の事項の分担を決め、速やかに対策を考へること。

- ①児童生徒の被害状況把握
- ②教職員の被害状況把握
- ③教育器材の被害状況把握
- ④保健指導
- ⑤生活指導
- ⑥児童生徒の訪問
- ⑦疎開児童生徒の訪問

※この結果については、区教育部庶務隊（区教委事務局庶務課）あてに報告すること。

(2) 学校長は、災害の推移を把握し、区教委と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については速やかに保護者に連絡する。

(4) 学用品の調達及び支給計画

①給与の対象

災害により学用品を失い又は毀損し、就学上支障ある児童生徒に対し、被害の実情に応じて教科書、文房具及び通学用品を支給する。

②災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1ヶ月以内、その他については15日以内とする。

(墨田区地域防災計画抜粋)

(5) 学校再開に向けた対応に必要なこと

- ①施設・設備の安全性確保
- ②ライフラインの確保
- ③通学路の安全確保
- ④学習場所の確保
- ⑤授業形態の工夫
- ⑥教科書、学用品等の確保
- ⑦被災児童等への就学援助
- ⑧被災児童等及び教職員の心のケア対策など

9 非常時持出用品リスト

	区 分	品 名	持出責任者
文 書 類	長期保存	学校沿革史	校長
		行事招待者名簿	副校長
		建物引渡書	事務主事
		施設・設備台帳	事務主事
		防災計画	副校長
		設備図	事務主事
		指導要録（学籍・指導）	教務
		卒業証書授与台帳	教務
		周年行事	副校長
		児童・生徒健康診断票	養護教諭
		児童・生徒健康診断一覧表	養護教諭
		健康カード・視力カード	養護教諭
		保健調査票	養護教諭
		人事記録	校長
		辞令交付簿	校長
		人事具申書	校長
		発令通知書（写）	事務主事
		職員証発行簿	事務主事
		人事記録	副校長、事務主事
		公務災害・通勤災害・労務災害	事務主事
		物品出納簿	事務主事
		物品寄付採納関係書	事務主事
		図書台帳	事務主事
		講師報酬	事務主事
		嘱託員・再任用職員・非常勤教員給与	事務主事
		臨時職員賃金	事務主事
		旅費	事務主事
		通勤手当	事務主事

10 学校備蓄倉庫一覧

3階 設置年度 平成8年度 面積 19.16㎡

区防災計画により毎年更新

令和2年度 8月3日現在 作成 (備蓄倉庫内は平成29年11月20日現在)

	品名	数量
食糧品	ビスケット	1,152食
	クラッカー	1,260食
	アルファ米	2,000食
	飲料水 (炊き出し用)	240本
	飲料水 (飲用)	108本
生活用品等	コップ	2,000個
	割り箸	3,000膳
	どんぶり	3,000個
	石鹸	120個
	ごみ収集袋	900枚
	ローソク	100本
	毛布	100枚
	両手鍋	16個
	卓上コンロ	16台
	ビニールシート	200枚
	炊飯袋	5,000枚
	輪ゴム (炊飯袋用)	10箱
	多目的衛生シート	200個
	タオル	100枚
	手指消毒剤	36本
ラップ	60本	
救護・要配慮者用品	救護用品セット	1個
	担架	2台
	簡易ベッド	2台
	車椅子	3台
	杖	5本
	袋付き簡易担架	10枚
	障害者用物資保管ケース	1個
	とろみ調整食品	20袋
	入れ歯洗浄剤	2箱
	口内用洗浄剤	4箱
	使い捨てスプーン	200本
	ストーマ装具 (人工肛門)	10枚
	ストーマ装具 (人工膀胱)	10枚
	抗ウイルス性マスク	210枚
	リハビリパンツ	6枚
尿とりパッド	4袋	
パンティライナー	24枚	
飲料水	飲料水袋	400枚
	飲料水用濾過器	1台
	給水タンク (1t)	1台
	ポリタンク (20L)	2個
	応急給水資器材及び消化資器材	1台
電力関係・炊	発電機 (400W)	2台
	発電機 (550W)	2台
	発電機 (900W)	2台
	発電機 (1,500W)	1台
	カセットガス発電機	1台
	投光器	4台
投光器 (ハロゲン)	2組	

飯器材	コードリール	2 卷
	組立式煮炊きレンジ	2 台
	燃料タンク	2 缶
	災害時特設公衆電話	5 台
	災害時 P H S	1 0 台
	ヘッドライト	2 台
	電池式 L E D ランタン	1 8 個
排便用品	移動式トイレ (S型)	2 台
	移動式トイレ (W型)	1 台
	移動式トイレ (H型)	1 台
	移動式トイレ (小便器)	2 台
	排便収納袋	1, 5 0 0 枚
	マンホール対応型トイレ (和式・敷地外用)	1 組
	マンホール対応型トイレ (洋式・敷地外用)	1 組
	マンホール対応型トイレ (車椅子対応型・敷地外用)	1 組
	マンホール対応型トイレ (和式・敷地内用)	2 組
	マンホール対応型トイレ (洋式・敷地内用)	2 組
	マンホール対応型トイレ (洋式・敷地内用 女性用)	1 組
	マンホール対応型トイレ (車椅子対応型・敷地内用)	1 組
自動ラップ式トイレセット	1 組	
運搬車用	リヤカー	1 台
	アルミ台車 (二輪)	1 台
	台車	1 台
	ゴムボート	
その他	軍手	1 0 0 双
	大型扇風機	2 台
	テント (3. 6 × 5. 4)	1 張
	石油ストーブ	6 台
	救出救助工具一式	1 組
	折りたたみ式テント	4 張

1 1 緊急連絡先電話番号簿

	機 関 名	電 話 番 号
官 公 庁	墨田区役所（代表）	5 6 0 8 - 1 1 1 1
	指導室	5 6 0 8 - 6 3 0 7
	防災課	5 6 0 8 - 6 2 0 6
	本所消防署	3 6 2 2 - 0 1 1 9
	本所警察署	5 6 3 7 - 0 1 1 0
ラ イ フ ラ イ ン	（株）N T T 東日本一東京東	5 6 8 8 - 9 1 0 2
	東京電力（株）江東支社	6 3 7 5 - 2 0 1 1
	水道局墨田営業所	5 6 3 8 - 3 1 4 0
	東京ガス（株）東部支社	3 6 3 3 - 4 9 9 3
医 療 関 係	内科（墨田中央病院）	3 6 1 7 - 1 4 1 4
	耳鼻科（斎藤耳鼻咽喉科）	3 6 2 1 - 3 3 1 9
	眼科（毛塚医院）	3 6 2 2 - 0 9 4 1
	歯科（寺岡歯科医院）	3 5 2 4 - 4 1 0 8
	薬剤師（田口 善一）	5 6 1 9 - 7 1 8 1
	外科（中西整形外科病院）	3 6 1 8 - 9 0 3 3
	曳舟病院	5 6 5 5 - 1 1 2 0
	墨東病院	3 6 3 3 - 6 1 5 1
	同愛記念病院	3 6 2 5 - 6 3 8 1
学 校 関 係	墨田区立言問小学校（職員室）	3 6 2 5 - 0 3 1 5
	墨田区立言問小学校（校長室※災害用）	3 6 2 2 - 2 5 9 1
	校長（中嶋 保徳）	3 8 1 9 - 6 0 5 9
		0 9 0 - 4 7 1 9 - 8 4 1 9
	副校長（山口 勝代）	0 3 - 3 6 0 1 - 9 7 1 8
		0 8 0 - 3 6 3 7 - 8 5 5 5
	主幹教諭（小野 美智子）	0 9 0 - 1 1 8 9 - 1 8 2 3
	主幹教諭（田村 大輔）	0 9 0 - 7 1 9 5 - 8 9 3 2
P T A 会長（飯島 勇樹）	0 9 0 - 7 0 0 0 - 7 8 2 6	

1 2 自衛消防組織に関すること

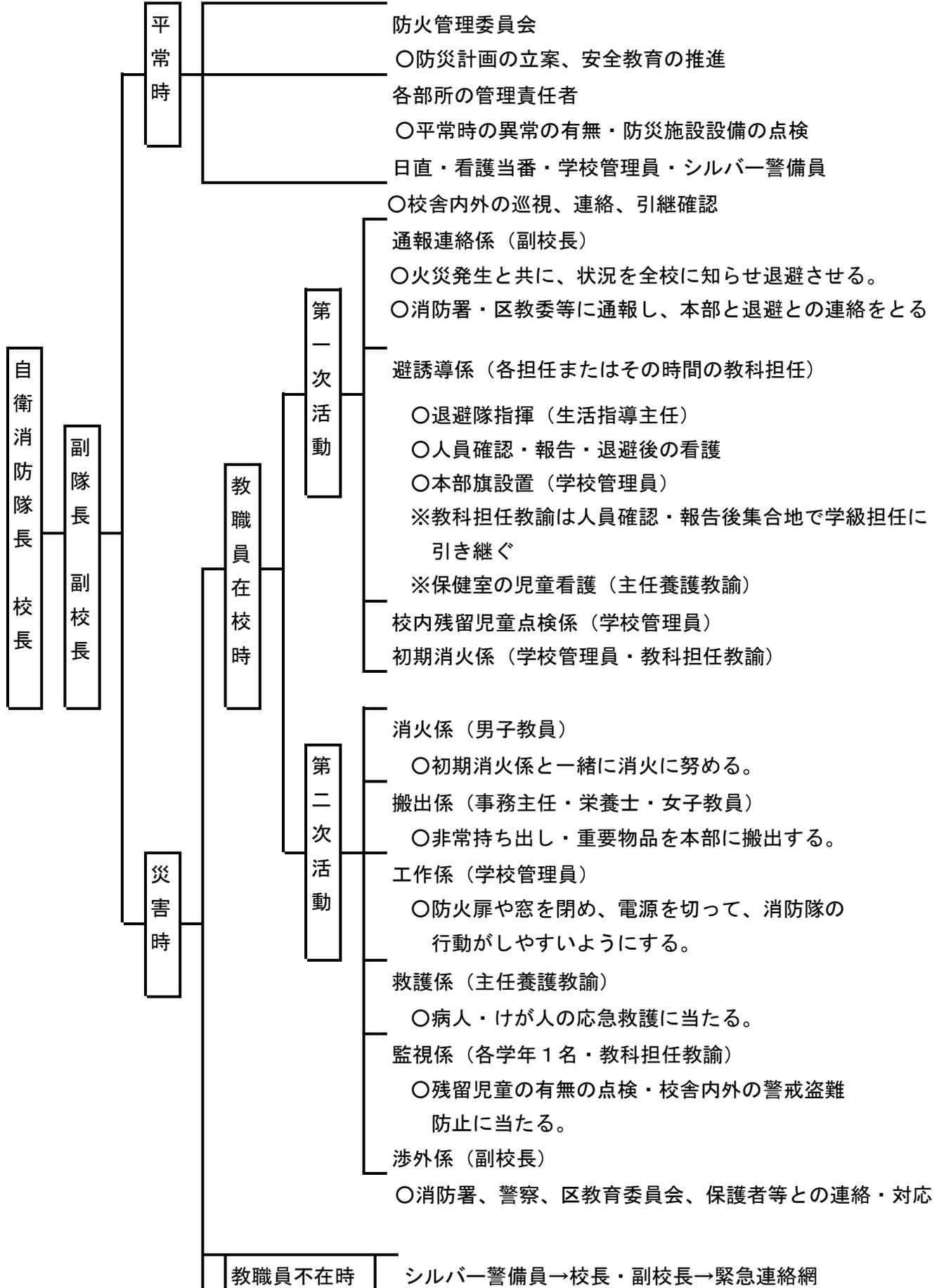
(1) 防火管理委員会

委員名	職名
委員長	校長
副委員長	副校長
委員	主幹教諭（教務主任）
同	1 学年主任
同	2 学年主任
同	3 学年主任
同	4 学年主任
同	5 学年主任
同	6 学年主任
同	養護教諭
同	事務主事
同	（栄養士）

(2) 防火管理担当者

	場 所	防火管理責任者	場 所	防火管理責任者
一階	校長室 職員室 応接室 主事室 更衣室男 同 女 保健室 算数少人数 (高) 多目的 生活科室	副 校 長 副 校 長 副 校 長 主事 主事 主事 養護教諭 算数少人数担当 太鼓クラブ担当 1年学年主任	給食室 配膳室 放送室 家庭科室 講堂 プール準備室 男子トイレ 女子トイレ 学童クラブ室	(栄養士) 副校長 " 放送委員担当 非常勤教諭 体育主任 " 主事 主事 学童指導員
二階	1年1組 6年1組 算数少人数 (低) PCルーム 音楽室 ことば まなび	担任 担任 算数少人数担当 ICTリーダー 音楽専科 難言主任 特別支援教室専門員	資料室 事務室 印刷室 図書室 ランチルーム 事務室隣更衣室 男子トイレ 女子トイレ	教務主任 事務主事 事務主事 図書館担当教諭 (栄養士) 副校長 主事 主事 主事
三階	2年1組 2年2組 3年1組 3年2組 4年1組 5年1組 きこえ 算数少人数 中屋 備蓄倉庫	担任 担任 担任 担任 担任 担任 難聴担当 算数少人数担当 副校長 副校長	図工室 " 準備室 理科室 " 準備室 PTA室 男子トイレ 女子トイレ	図工専科 " " 理科担当 " " PTA会長 主事 主事

(3) 自衛消防組織とその任務



(4) 施設管理者(用具類)

- ①薬品その他危険物<理科主任>
- ②消火器・消火栓<事務主任>
- ③電気設備<副校長>
- ④警報装置類<副校長>
- ⑤視聴覚関連機器<情報教育主任>
- ⑥火気使用施設<副校長>
- ⑦救急用品<保健主任・養護教諭>
- ⑧ハンドマイク・ラジオ・無線等<副校長>
- ⑨非常災害袋(職員室保管)<副校長>

(5) 非常時搬出書類

- ・公印(職印、校印) ・職員人事関係書類
- ・学校日誌 ・学校沿革史 ・出勤簿
- ・警備日誌 ・看護日誌 ・公文書綴 ・届書類 ・年度別諸記録
- ・児童指導要録 ・卒業生台帳
- ・旧職員履歴カード ・職員履歴カード ・辞令交付簿 ・備品台帳
- ・学校経理に関する表簿 ・文書管理簿 ・請願書
- ・学校医執務記録簿 ・健康診断関係表簿 ・保健日誌

6 非常連絡先

墨田区役所(大代表)	5 6 0 8 - 1 1 1 1	(短縮 000)
墨田区教育委員会指導室	5 6 0 8 - 6 3 0 7	(短縮 001)
本所消防署	3 6 2 2 - 0 1 1 9	
同小梅出張所	3 6 2 5 - 0 1 1 9	
本所警察署	5 6 3 7 - 0 1 1 0	
東京ガス	3 6 3 4 - 0 1 1 9	
水道局	3 6 3 3 - 6 5 0 1	
セノン	5 3 1 7 - 5 9 1 1	

災害時一時避難所一覧表

町内名	一時集合場所	避難場所	指定避難所
向島3丁目町会	墨田中学校	墨田区役所 隅田公園自由広場一帯	墨田中学校
向島4丁目南町会	墨田中学校	墨田区役所 隅田公園自由広場一帯	墨田中学校
向島4丁目北町会	秋葉神社内	墨田区役所 隅田公園自由広場一帯	言問小学校
向島5丁目西町会	隅田公園少年野球場	墨田区役所 隅田公園自由広場一帯	言問小学校
向島5丁目東町会	言問小学校	墨田区役所 隅田公園自由広場一帯	言問小学校

災害時避難教室

階	災害時教室	本部・拠点会議・町内
1階	職員室（副校長）	（本部）
	校長室（学校長）	（本部）
	放送・応接室	防災拠点会議・本部
	保健室・多目的室（木野）	学校保健室
	講堂	学校一時避難場所（全3町会）
2階	音楽室	
	図書室	乳幼児・幼児 専用教室
	更衣室	授乳室
	1年1組	×
	6年1組	×
	算数少人数（低）	向島4丁目北町会
	ランチルーム	向島4丁目北町会
	まなびの教室（2部屋）	向島5丁目東町会（2部屋）
3階	図工室	向島5丁目西町会
	理科室	向島5丁目西町会
	5年1組	×
	4年2組	×
	3年2組	×
	3年1組	×
	2年2組	×
	2年1組	×